

岡 情 審 査 第 5 0 号

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 山 正 善

岡山市個人情報保護条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日付け岡北総第 4 6 4 - 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

高松町大字原古才〇〇〇番地の土地に係る①調査要領、②調査の通知（立会・結果（いつだれに通知したのか））及び③調査票の保有個人情報開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問

第 1 審査会の結論

本件保有個人情報の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 2 8 年 2 月 1 9 日付けで、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成 1 2 年市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 1 1 条 1 項の規定に基づき、高松町大字原古才〇〇〇番地の土地に係る、①調査要領（以下「本件公文書①」という。）、②調査の通知（立会・結果（いつだれに通知したのか））（以下「本件公文書②」という。）及び③調査票（以下「本件公文書③」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求の対象となる保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものである。

- 2 本件請求に対し、実施機関は、同年 4 月 1 8 日付けで、本件公文書①については、作成しておらず不存在として、また、本件公文書②については、不存在として非開示とする一部開示決定を行った。

なお、実施機関は、本件公文書③については開示を行っている。

- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、平成 2 8 年 7 月 1 9 日付けで、本件公文書②に対して開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 実施機関は、同年 1 2 月 1 9 日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第 1 7 条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

本件公文書②は、実施機関から地主である請求人に対して通知されるべきものであるが、実際には一切の連絡を受けていない。

本件請求に係る国土調査の結果により、請求人の土地面積が減少しており、調査結果の通知である本件公文書②の開示を求める。

2 実施機関の主張要旨

(1) 本件公文書②について

本件公文書②は、高松町大字原古才〇〇〇番地の土地に係る調査の通知（立会・結果（いつだれに通知したのか））であり、現在の本市における地籍調査時には通常作成されるものである。

しかしながら、同地の地籍調査は、昭和42年8月頃に吉備郡高松町（以下「旧高松町」という。）によって行われたため、旧高松町の地籍調査における調査要領等の確認ができず、当時の地籍調査事務がどのように行われていたのか不明であることから、本件公文書②が実際に作成されたかどうかは定かではない。

なお、旧高松町は昭和46年1月に岡山市に編入されており、同地に係る地籍調査事務及び関連文書については、現在は北区役所土木農林分室に移管されている。

(2) 文書の保存期間について

旧高松町の文書の保存期間及び文書管理について確認できなかったため、本件公文書が現在まで保存されるべき文書かどうか不明である。

(3) 本件公文書の調査について

平成28年2月19日付けの保有個人情報開示請求を受けて、旧高松町時代の文書が保管されている可能性のある箇所を調査したが、本件公文書②を発見できず、また、その作成の事実も確認できなかった。

以上のことから、本件請求に対しては、本件公文書②を不存在として非開示とする一部開示決定を行った。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、本件公文書②を非開示とした決定について、以下のとおり判断する。

1 本件公文書②について

本件公文書②は、高松町大字原古才〇〇〇番地の土地に係る調査の通知（立会・結果（いつだれに通知したのか））であり、地籍調査時には通常作成されるものと考えられる。

2 本件公文書の不存在について

本件請求を受け、実施機関は、本件公文書②が保管されている可能性のある箇所を調査したが、本件公文書②を発見できず、また、その作成の事実も確認できなかつたと述べている。

さらに、実施機関は、本件公文書②の保存期間についても不明であると述べているため、事務局職員をして調査させたところ、旧高松町の文書の保存期間及び文書管理については、当時の例規等を確認することができなかつたため、実態は不明であったが、旧高松町を編入した昭和46年当時の岡山市の文書保存類目（昭和38年市訓令甲第21号）によれば、本件公文書②の保存期間は明確に規定されてはいないが、少なくとも永年保存とされる文書には該当しないことが認められた。

また、当時の岡山市文書取扱規程（昭和37年庁達第13号）第39条では、文書の保存種別及び保存期間は、第1種「永年」、第2種「10年」、第3種「5年」、第4種「1年」と4段階で区分されていたことから、本件公文書②の保存期間は10年以下であったと推定できる。

したがって、仮に実施機関が同地の調査時に本件公文書②を作成していたとしても、請求時点では保存期間経過により廃棄されていたものと考えられる。

以上のことから、本件公文書②を不存在として非開示とした一部開示決定は妥当である

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月19日	諮問書の收受
平成29年 1月20日	審議
平成29年 2月24日	請求人口頭意見陳述並びに審議
平成29年 4月17日	審議
平成29年 5月22日	審議
平成29年10月13日	答申